

## 福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書（案）

### 1 業務名称

福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

### 2 業務目的

福山市では、内閣府より「福山市まち・ひと・しごと創生推進計画」の認定を受けて、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）を活用した寄附の受入を行っている。

本業務は、その拡充のため、受注者独自のネットワークやノウハウを活用することにより、本社が市外に所在する企業に対して地方創生に係る事業を周知し、積極的な財源確保を目指すものである。

### 3 対象事業

「福山市まち・ひと・しごと創生推進計画」に紐づく地方創生に係る事業のうち、経済総務課が指定するもの。

### 4 委託期間

契約締結の日から2026年（令和8年）3月31日まで

### 5 委託業務内容

#### （1）対象事業の企画・選定・資料作成に関する支援

企業の関心や寄附意欲を高めるための方法の提案、企業に紹介する対象事業の選定及び対象事業を紹介するための資料作成に関する支援を行う。

#### （2）寄附見込企業の共有

対象事業への寄附が見込まれる企業（以下「寄附見込企業」という。）について、福山市に情報共有する。なお、寄附見込企業に係る情報共有が困難な場合は、寄附申出書の提出をもって寄附見込企業の共有を行ったものとする。

#### （3）対象事業のPR

対象事業を広く紹介し、寄附によるメリット等も合わせて説明することで、企業の対象事業への関心と共感を高める。なお、企業への説明事項は以下のとおりとする。

ア 対象事業の概要（背景、目的、寄附金の使途等）

イ 社会貢献事業への参画意義

ウ 企業版ふるさと納税による税の軽減効果

エ 寄附に対する顕彰の内容（感謝状贈呈、ホームページへの掲載等）

才 その他（協議により必要と定めるもの）

（4）寄附の働きかけ

（3）により関心を示した寄附見込企業を福山市に報告するとともに、寄附の実現に向けてさらに働きかけを行う。

（5）寄附見込企業からの意見等のフィードバック

（4）により得た企業からの意見等について、地方創生に係る事業の推進や寄附受領に有益な情報は、福山市へ共有する。

## 6 協議

（1）契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行い、業務体制表、スケジュールを提出すること。

（2）受注者は福山市と緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

## 7 業務の進捗報告

受注者は、業務の進捗に応じて定期的に福山市に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、福山市との協議により定めるものとする。

## 8 委託金額

（1）委託金額の算定は成果報酬型とし、本業務を通じて行われた寄附金を福山市が受領した場合、次の計算式で算出した委託費を受注者に支払うものとする。

計算式：寄附金額×委託料率（1円未満の単位は切り捨てとする。）

上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

本業務を通じて行われた寄附金の確定については、受注者を特定する文言が記載された寄附申出書を、受注者又は寄附見込企業から福山市へ提出をもって行う。

（2）委託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附金額の20%以内（消費税及び地方消費税別）とする。

（3）寄附見込企業が福山市に対して寄附を行った後、福山市は速やかに受注者にこの旨を伝え、受注者の請求によって、委託料の支払いを行うものとする。

（4）委託費は、委託期間内に福山市が寄附金の受領を確認した場合のみを支払の対象とする。

## 9 目標寄附額

9,500,000円

## 10 成果物

受注者は、業務完了後に次の書類を提出するものとする。

(1) 実績報告書（任意様式。事業を通じたフィードバック等についても記載すること）

A4判 1部

### 1.1 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、福山市の承諾を得た時はこの限りではない。
- (3) 受注者は本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (5) 委託料の総額が福山市の当該予算額を超えると見込まれる場合の対応については、その時点で協議のうえ、決定するものとする。
- (6) 受注者は福山市と緊密な連絡に努めるとともに、本仕様書に疑義が生じた場合、あるいは定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて協議を行うこと。
- (7) 本業務実施の過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は、委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。